

介護予防・日常生活支援総合事業 について

サービス事業者向け説明会

平成29年3月16日

高齢者支援課

※本日の内容は、今後変更となる場合があります。

第1 総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨 (P1~)

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

(2) 背景・基本的考え方 (P2~)

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

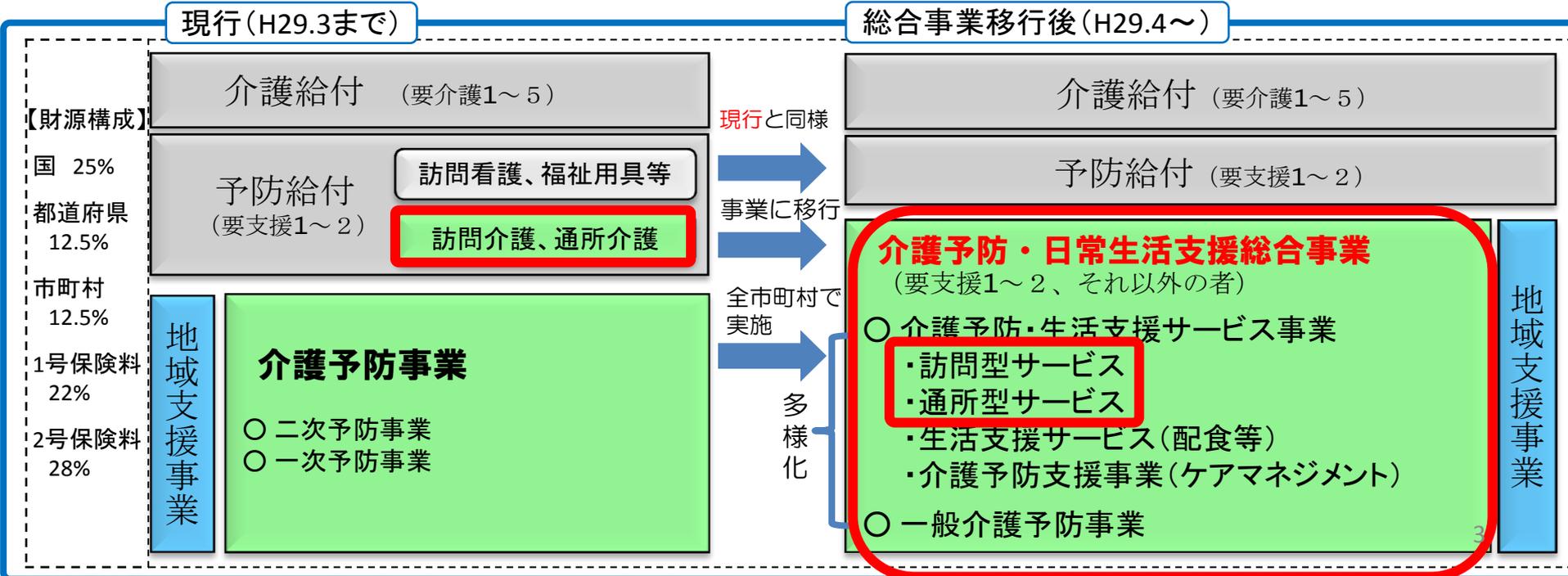
ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

介護予防・日常生活支援総合事業とは

- 平成26年の介護保険法改正により創設された制度。すべての市町村が平成29年4月までに実施する。 → **習志野市は平成29年4月開始**
- 予防給付のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に位置付けられる。
- 総合事業は介護保険制度に位置付けられた事業であり、公費及び保険料の財源構成は介護給付や予防給付と変わらない。

【習志野市における現行と総合事業移行後の介護保険制度の比較】



要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行

○多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成30年3月末までに移行完了)

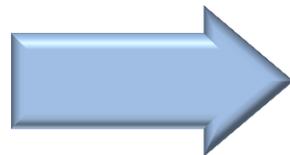
○その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護
- ・短期入所生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



訪問介護、通所介護
について事業へ移行

総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス (配食・見守り等)

従来通り
予防給付としてサービスを利用

介護予防・生活支援サービス事業の対象者等

[習志野市案]

介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)の対象者

- 要支援1・要支援2の認定者
- 基本チェックリストにより事業対象の基準に該当した第1号被保険者(「事業対象者」)

※事業対象者は、要支援者に相当する状態の方を想定しており、要支援者より軽度の状態の方には一般介護予防事業の利用につなげていくことが望ましい。

※第2号被保険者については、特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを受けるのではなく、要介護認定申請を行う。

基本チェックリストについて

- 基本チェックリストは生活機能の低下などを調べるための25の質問項目からなり、何らかの困りごとを感じてサービスの利用相談のため窓口に来所した利用者に対して、対面で実施する。
- **基本チェックリストの実施窓口は、高齢者支援課又は高齢者相談センター(地域包括支援センター)とする。**
- 基本チェックリストの記入内容から、生活機能の低下が認められた場合は「事業対象者」と判定される。
- 「事業対象者」となった方には、被保険者証を交付する。

サービス事業の利用手続き

[習志野市案]

利用手続き

- 要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)を受ける。
- 基本チェックリストを実施し「事業対象者」の判定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける。

※基準に該当した場合「事業対象者」となるが、必要なサービスは高齢者相談センター等で実施する介護予防ケアマネジメントの過程で決定する。

事業対象者の有効期間

- 基本チェックリストの実施により「事業対象者」となった方には、有効期間という考え方はなく、習志野市においては**有効期間は設定しない**。ただし、適宜、基本チェックリストにより利用者の状況を把握するものとする。

※状態が重くなった方などについては、要介護認定等の申請を行う。

事業対象者被保険者証 印字イメージ

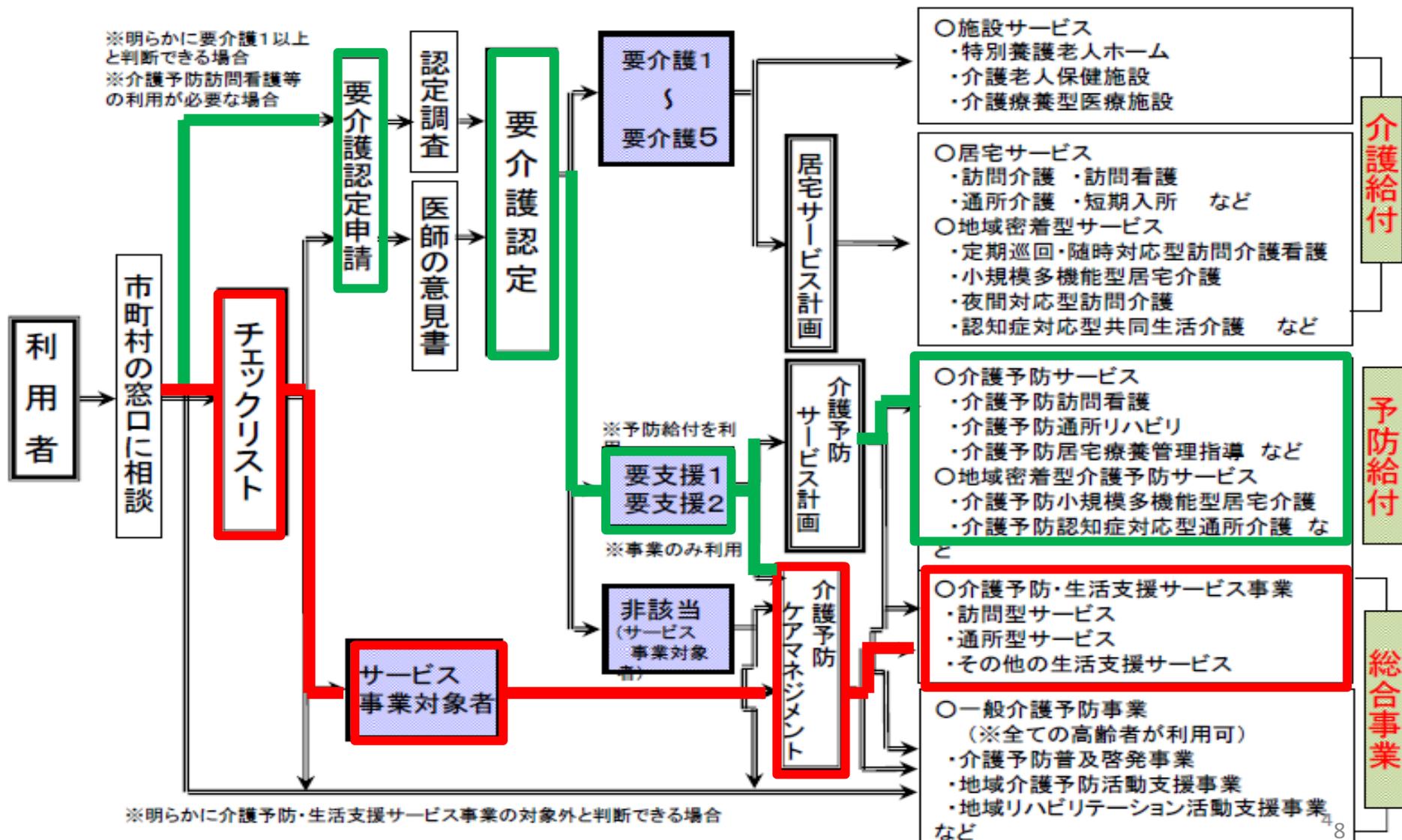
[習志野市案]

(表面)

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等	事業対象者	給付制限	内容
番号		認定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	期間	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
住所		(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
フリガナ		認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
氏名		区分支給限度基準額			
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日		居宅サービス等	平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	〇〇地域包括支援センター 届出年月日 平成29年4月1日
性別 男・女		(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類		届出年月日 平成 年 月 日
交付年月日 平成 年 月 日		種類	種類		届出年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		介護保険等	種類
				種類	入所等年月日 平成 年 月 日
				名称	退所等年月日 平成 年 月 日
				種類	入所等年月日 平成 年 月 日
				名称	退所等年月日 平成 年 月 日

※認定有効期間や、区分支給限度基準額は印字されない。

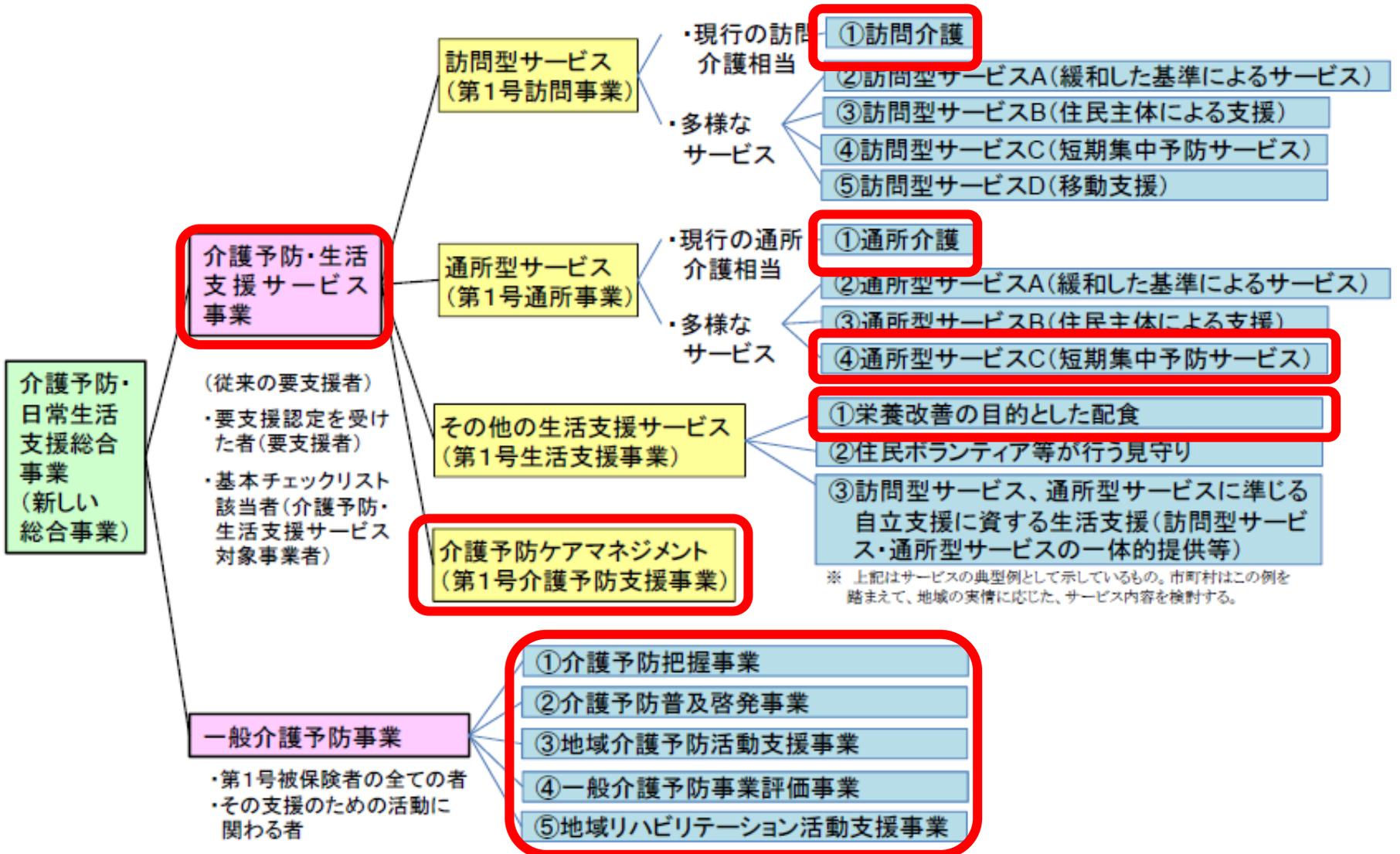
サービス事業利用の流れ



習志野市における 総合事業移行当初のサービス

総合事業の構成と移行時のサービス内容

[習志野市案]



介護予防・生活支援サービス事業の類型

(国のガイドラインで示された例)

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス 「配食安否確認サービス」

介護予防訪問介護相当サービスの基準について

[習志野市案]

サービス名称	介護予防訪問型サービス
サービスの内容	○介護予防訪問介護と同一の内容 (訪問介護員による身体介護、生活援助)
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと ①管理者：常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ②訪問介護員等：常勤換算2.5人以上 〈資格要件〉介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ③サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は利用者50人に1人以上 〈資格要件〉介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者
設備基準	○現行の介護予防訪問介護と同等
運営基準	○現行の介護予防訪問介護と同等

介護予防訪問介護相当サービスの単価について [習志野市案]

サービス名称	介護予防訪問型のサービス
単価	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護における報酬と同等とする ○算定単位 月額包括報酬 ○報酬体系 ※1単位=10.70円 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービスⅠ(週1回程度) 1,168単位/月 (要支援1・2、事業対象者) ・訪問型サービスⅡ(週2回程度) 2,335単位/月 (要支援1・2、事業対象者) ・訪問型サービスⅢ(週2回超程度) 3,704単位/月 (原則、要支援2の人に限る) ○加算 <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 200単位 ・生活機能向上連携加算 100単位 ・介護職員処遇改善加算 (平成29年4月1日報酬改定で拡充の見込み)
限度額管理の有無	有(国保連で管理)

介護予防通所介護相当サービスの基準について [習志野市案]

サービス名称	介護予防通所型サービス
サービスの内容	○介護予防通所介護と同一の内容 (生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴 等)
実施方法	事業者指定(国保連経由での審査・支払)
人員基準	○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと ①管理者 : 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ②生活相談員等 : 専従1以上 ※1以上は常勤 ③看護職員 : 専従1以上 (定員10人以下の場合は、看護職員及び介護職員のいずれか1人以上) ④介護職員 : 15人以下 専従1人以上 15人超 利用者1人につき専従0.2人以上 ※1以上は常勤 ⑤機能訓練指導員 : 1以上
設備基準	○介護予防通所介護と同等
運営基準	○介護予防通所介護と同等

介護予防通所介護相当サービスの単価について

[習志野市案]

サービス名称	介護予防通所型サービス								
単価	<p>○介護予防通所介護における報酬と同等とする</p> <p>○算定単位 月額包括報酬</p> <p>○報酬体系 ※1単位=10,45円</p> <ul style="list-style-type: none">・通所型サービス1 1,647単位/月 (要支援1、事業対象者)・通所型サービス2 3,377単位/月 (原則、要支援2の人に限る) <p>○加算</p> <table border="0"><tr><td>①生活機能向上グループ加算</td><td>②運動器機能向上加算</td></tr><tr><td>③栄養改善加算</td><td>④口腔機能向上加算</td></tr><tr><td>⑤選択的サービス複数実施加算</td><td>⑥事業所評価加算</td></tr><tr><td>⑦サービス提供体制強化加算</td><td>⑧介護職員処遇改善加算</td></tr></table>	①生活機能向上グループ加算	②運動器機能向上加算	③栄養改善加算	④口腔機能向上加算	⑤選択的サービス複数実施加算	⑥事業所評価加算	⑦サービス提供体制強化加算	⑧介護職員処遇改善加算
①生活機能向上グループ加算	②運動器機能向上加算								
③栄養改善加算	④口腔機能向上加算								
⑤選択的サービス複数実施加算	⑥事業所評価加算								
⑦サービス提供体制強化加算	⑧介護職員処遇改善加算								
限度額管理の有無	有(国保連で管理)								

サービス事業の利用者数見込み

○習志野市の要支援認定者数とサービス利用状況(H28.3サービス利用実績より)

要介護度	要支援1	要支援2	合計
認定者数	910人	663人	1573人
サービス利用者	525人(57.7%)	470人(70.9%)	995人(63.3%)
訪問介護のみ	148人(16.3%)	136人(20.5%)	284人(18.1%)
通所介護のみ	177人(19.5%)	156人(23.5%)	333人(21.2%)
両サービス利用	58人(6.4%)	67人(10.1)	125人(7.9%)



介護予防訪問介護または介護予防通所介護の利用者 742人
⇒サービス事業の利用に移行する人数(見込み)

利用者負担・給付管理

[習志野市案]

利用者負担

- 予防給付の利用者負担割合と同様
- 原則1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担
- 予防給付における高額介護予防サービス費相当事業等を実施
- 予防給付における給付制限と同様の制度は、制度開始当初は実施しない

給付管理

- 総合事業のサービス事業分(指定事業者のサービス)と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理を行う。
- 認定区分ごとの支給限度額は次のとおり。

	支給限度額/月	(注)
要支援1	5,003単位	(現行と同じ)
要支援2	10,473単位	(現行と同じ)
事業対象者	5,003単位	退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるようなケースについては、 一時的に 要支援2の限度額までの範囲内で利用が可能ですが、その場合は事前に高齢者支援課にご相談ください。

サービス提供にあたり 必要となる事務手続き等

定款・運営規程等の変更について①

作成・変更が必要なもの

- 定款、運営規程、契約書、重要事項説明書等について変更が必要。
- 定款、運営規程については、事業者が総合事業のサービスを開始する時期までに作成・変更してください。

定款の記載について

- 定款の事業目的欄に、総合事業を行う旨の記載が必要。

【定款記載例】

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」「介護保険法に基づく第1号通所事業」

運営規程の記載について

- 提供するサービス種別を追加し、その他必要事項の記載が必要。

【運営規程記載例】

「介護保険法に規定する第1号訪問事業」

「介護保険法に規定する第1号通所事業」

定款・運営規程等の変更について②

契約書・重要事項説明書について

- 契約書、重要事項説明書など、利用者を取り交わすものについては、当該利用者が総合事業のサービスを開始するときに合わせて作成・変更が必要。
- 様式の作成にあたっては、定款等の変更と同様に文言の整理をし、利用者にわかりやすく記載すること。
- 新たに作成し、取り交わす方法のほか、変更点を記載した覚書等を作成し、利用者の確認(押印)を得る方法も考えられる。

留意事項

- 介護予防訪問(通所)介護は、H30.3.31まではその事業は継続されるため、文言は削除しないこと。
- 定款等記載例がすべての法人に当てはまるわけではないため、詳細については各所轄庁へその変更について確認を行うこと。
- 記載例として示したものはあくまで例示であるため、これにより損害等を生じたとしても、その責任を負うものではない。

総合事業における事業者指定について①

総合事業の指定を受けたとみなされる場合

- 平成27年3月31日において、介護予防訪問(通所)介護の指定を受けている事業者は、総合事業の現行相当サービスの指定を受けたものとみなされる。(「みなし指定」)
- みなし指定の効力は全市町村にその効力が及ぶため、みなし指定を受けている事業者は、指定申請は不要。(サービスコードはA1・A5)
- みなし指定の有効期間は平成30年3月31日で終了する。
- 平成30年4月1日以降も現行相当サービスを実施する場合は、更新申請が必要。

みなし指定を受けていない事業者

- 平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者はみなし指定を受けていないため、総合事業の現行相当サービスを提供するためには、新規に指定申請の手続きが必要。(サービスコードはA2・A6)

総合事業における事業者指定について②

総合事業における事業者指定は習志野市が行う

- 総合事業における事業者の指定権者は習志野市となる。新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届け出は習志野市に行く。
- H30.3末までは、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類が併存することになるため、事業者の指定も3種類が存在する。そのため、指定の内容が変更になった際の変更届については、各サービスに応じた指定権者へ届出を行う必要がある。

提供するサービス		必要な事業者指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業者の指定	千葉県
	通所介護	指定通所介護事業者の指定	千葉県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業者の指定	習志野市(介護保険課)
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護事業者の指定	千葉県
総合事業	介護予防訪問(通所)介護相当のサービス	総合事業の第1号訪問(通所)事業者の指定	習志野市(高齢者支援課)

総合事業における事業者指定の留意点

住所地特例対象者への総合事業のサービス提供について

- 習志野市の住所地特例対象施設に入所している被保険者へ総合事業のサービスを提供する場合は、習志野市の指定を受けて、習志野市の報酬単価で提供する。

習志野市外の被保険者へのサービス提供について

- 習志野市に所在する事業者が、習志野市以外の被保険者（習志野市に居住する住所地特例対象者を除く）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、その利用者の住所地の市町村から事業者指定を受ける必要があり、変更届や指定更新申請もそれぞれの市町村に届け出る必要がある。

指定介護予防サービスの有効期間

- 全市町村が総合事業への移行が完了するH30.3.31までは介護予防訪問（通所）介護のサービス提供は継続される。H30.3.31前に、介護予防訪問（通所）介護の有効期間が満了する事業者は指定更新をすることが望ましい。

総合事業の指定申請について

指定申請手続き

- 指定は毎月1日付けで行う。
- 申請書類の提出期限は指定希望月の前々月の15日を原則とする。
- 指定申請に係る申請様式及び関係書類は4月以降に市ホームページへ掲載予定。

申請窓口

- 総合事業の事業者指定に関する申請窓口は、高齢者支援課
- 地域密着型通所介護の事業者指定に関する申請窓口は、介護保険課

総合事業における事業所番号

- 既に指定事業所番号を付番されている事業所が総合事業の事業者として新規に指定を受ける場合、原則、新たな付番は行わない。
- みなし指定事業所が総合事業のサービスを提供する場合は、現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。

報酬の請求手続き等

総合事業への移行方法

[習志野市案]

平成29年4月から、順次総合事業へ移行

- H29.4.1以降、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方へ提供するサービスから、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスとして提供する。(H30.3.31までに、全員が総合事業へ移行完了)

総合事業移行後も、認定更新前は予防給付を継続する

年月		H29				
		2月	3月	4月	5月	6月
新規申請				総合事業を提供		
要支援認定 更新時期	3月末更新	予防給付継続		総合事業を提供		
	4月末更新	予防給付継続			総合事業を提供	
	5月末更新	予防給付を継続				総合事業を提供
サービス未利用の要支援者					新規でサービス利用開始 総合事業を提供	

- 現在要支援の認定を受けている人は、H29.4.1以降、区分変更・更新申請により要支援認定を受けるまでは、予防給付による介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を継続する。

サービス種類コードについて

(1) 訪問型サービスの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	61	介護予防訪問介護	現行の介護予防訪問介護。有効期間の更新を迎えるまでの要支援者に提供するサービス種類
2	A1	訪問型サービス(みなし) (介護予防訪問型サービス)	総合事業のみなし指定を受けた事業者がサービスを提供する場合のサービス種類
3	A2	訪問型サービス(独自) (介護予防訪問型サービス)	平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受け、習志野市の総合事業の新規指定を受けた事業者がサービスを提供する場合のサービス種類

(2) 通所型サービスの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	65	介護予防通所介護	現行の介護予防通所介護。有効期間の更新を迎えるまでの要支援者に提供するサービス種類
2	A5	通所型サービス(みなし) (介護予防通所型サービス)	総合事業のみなし指定を受けた事業者がサービスを提供する場合のサービス種類
3	A6	通所型サービス(独自) (介護予防通所型サービス)	平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受け、習志野市の総合事業の新規指定を受けた事業者がサービスを提供する場合のサービス種類

請求事務の流れ

[習志野市案]

- 事業対象者及び総合事業へ移行した要支援認定者から、総合事業の請求に切り替える。
- 総合事業のサービスを提供した場合は、
「介護予防・日常生活支援総合事業費請求書(様式第一の二)」及び
「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(様式第二の三)」を作成し、
サービス提供の翌月10日までに国保連合会に提出する。

年月		H29					
		2月	3月	4月	5月	6月	7月
新規申請				総合事業で請求 【サービスコード:A1・A2・A5・A6】 (様式第一の二、二の三)			
要支援認定 更新時期	3月末更新	予防給付で請求 【サービスコード:61・65】		総合事業で請求 【サービスコード:A1・A2・A5・A6】 (様式第一の二、二の三)			
	4月末更新	予防給付で請求 【サービスコード:61・65】		総合事業で請求 【サービスコード:A1・A2・A5・A6】 (様式第一の二、二の三)			
	5月末更新	予防給付で請求 【サービスコード:61・65】		総合事業で請求 【サービスコード:A1・A2・ A5・A6】 (様式第一の二、二の三)			
サービス未利用の要支援者				総合事業で請求 【サービスコード:A1・A2・A5・A6】 (様式第一の二、二の三)			

請求事務における留意点

日割り請求の適用について

- 総合事業における請求については、月の途中で利用開始の契約をした場合は、月額包括報酬ではなく、契約日を起算日とした日割り計算で算定する。

単位数マスタの取り込み

- 総合事業の請求に必要な「習志野市版総合事業サービスコード単位数表マスタ」を市ホームページからダウンロードし、各事業所で使用している請求ソフトに取り込む。

請求に必要な様式への対応

- 総合事業費の請求で使用する請求書及び明細書を国保連へ伝送するにあたり、各事業所で使用しているソフトが対応しているかどうか確認する。

各種公費の取扱いについて

適用優先順位	サービス種類コード・名称	公費給付率	公費本人負担	介護予防・日常生活支援総合事業														
				A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF
				訪問型サービス（みなし）	訪問型サービス（独自）	訪問型サービス（独自／定率）	訪問型サービス（独自／定額）	通所型サービス（みなし）	通所型サービス（独自）	通所型サービス（独自／定率）	通所型サービス（独自／定額）	その他の生活支援サービス（配食／定率）	その他の生活支援サービス（配食／定額）	その他の生活支援サービス（見守り／定率）	その他の生活支援サービス（見守り／定額）	その他の生活支援サービス（その他／定率）	その他の生活支援サービス（その他／定額）	介護予防ケアマネジメント
	法別番号・公費略称																	
	11 58:全額免除	100	なし	○	○													
	12 81:原爆助成	100	なし	○	○			○	○									
	13 25:中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14 12:生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

習志野市で実施する総合事業サービス

- ・A1
- ・A2
- ・A5
- ・A6

参考:介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(平成29年2月13日事務連絡)
サービス種類と適用可能公費の関係

平成29年度介護職員処遇改善加算の届出について

みなし指定事業者の届出について

- ・ 介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の介護職員処遇改善加算に関する届出が指定権者(千葉県等)に提出され、別紙等が添付されている場合は、習志野市への届出は不要。
- ・ ただし、平成29年度の実績報告書を提出する際に、県に提出した計画書の写しの提出が必要。

新規指定事業者の届出について

- ・ 「総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」及び「総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に、「介護職員処遇改善計画書」及び計画書添付書類を添付し、**平成29年4月14日(金)までに習志野市役所高齢者支援課へ提出**すること。

参考ページ

- ・ 習志野市ホームページに近日中に掲載予定
- ・ 介護保険最新情報Vol.582「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

周知方法

[習志野市案]

市民への周知

- 広報ならしの3月15日号に、総合事業の案内を掲載。ホームページにも掲載し周知を図る。
- 介護保険課で発行している「みんなのあんしん介護保険」「ハートページ」、高齢者支援課で発行している「高齢者福祉のしおり」に総合事業の案内を掲載予定。

総合事業専用パンフレットの作成

- 総合事業のみの案内を掲載したパンフレットを作成。要支援認定更新者等への案内、新規相談者への案内、出前講座等での配布など、幅広く活用していただきたい。

要支援1及び要支援2認定者への周知

- 平成29年3月末に要支援認定期間の満了となる方への更新勧奨通知（1月末発送）から、総合事業の開始について周知を行う。

総合事業のポイント①

- ◆ 平成29年4月1日から習志野市で開始する介護予防・生活支援サービスは次の4種類
 - ①介護予防訪問介護相当サービス(名称:介護予防訪問型サービス)
 - ②介護予防通所介護相当サービス(名称・介護予防通所型サービス)
 - ③通所型短期集中予防サービス(通所型サービスC)
 - ④その他の生活支援サービス(配食安否確認サービス)
 - ①、②は指定事業者による実施であり、国保連合会を經由した審査・支払が可能。
 - ③は利用者の負担はない。
 - ④は実費食材費のみ負担。
-
- ◆ 介護予防訪問型サービス、介護予防通所型サービスの対象者は、要支援1・2の認定者と事業対象者

 - ◆ 認定有効期間の開始日が平成29年4月1日以降となる新規・更新・区分変更の要支援者から、順次、総合事業によるサービスを利用する。

 - ◆ 認定更新の時期をむかえるまでは、予防給付によるサービスを継続して利用する。【サービスコードは61または65】

総合事業のポイント②

- ◆ 認定更新後の要支援者、新規で要支援の認定を受けた要支援者、既に要支援認定を受けていて平成29年4月1日以降新規で利用する要支援者は、総合事業によるサービスを受ける。【サービスコードはA1・A2、A5・A6】
- ◆ 事業対象者は、判定を受けた時から、総合事業によるサービスを受ける。【サービスコードはA1・A2、A5・A6】
- ◆ 総合事業によるサービスを実施する場合には、「運営規程」及び「定款」の変更、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。
- ◆ 平成27年3月31日までに介護予防訪問(通所)介護の指定を受けている事業者は、指定手続きは不要。【サービスコードはA1、A5】
- ◆ みなし指定の有効期間は平成30年3月31日。総合事業のサービス提供を継続する場合は、平成30年4月までに更新手続きが必要。
- ◆ 平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者は、習志野市への指定申請が必要。【サービスコードはA2、A6】

【参考】

○介護予防・日常生活支援総合事業 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

上記ホームページから、基本的考え方、ガイドライン、Q&A、関連資料、好事例、関係政省令・告示等がご覧いただけます。

OWAM NET 介護保険最新情報
<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

介護保険制度に関する最新情報がご覧いただけます。

○介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成29年2月13日事務連絡）

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=42848&ct=020050010>

介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料などがご覧いただけます。

【問い合わせ先】

○介護予防・日常生活支援総合事業に関すること
高年齢者支援課 453-9225

本日の資料は、今後ホームページに掲載予定です。